

# 戸籍法、国籍法の 一部改正について

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されましたが、その主な改正点は次のとおりです。

## 父母両系主義の採用

これまで、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかったのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時

に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

## 二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人夫、日本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、

これからは、これに加えて、母親の日本国籍をも取得して二重国籍者になります。

改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。

- (1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大、国籍の留保制度というものは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることとされている国（これを生地主義国といいます。）で生まれたことにより二重国籍になった子は、日本の国籍を

- (2) 留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主義国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることにしています。  
（先の例の韓国人夫、日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることになります。）

## 届出による国籍の取得

的に日本の国籍を失うことになりません。

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日に二十歳未満であるものについては、一定の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することが出来ます。

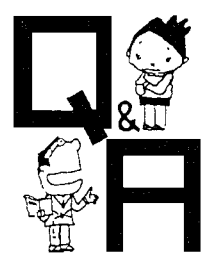
## 国際結婚をした人の 氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六ヵ月以内に市長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名づけることができることになりました。

詳しいことは法務局又は市民課にお尋ね下さい。

法務局 ☎(3) 4381  
市民課 ☎(3) 1111 ② 243

## あなたの年金相談室



**Q** 現在六十二歳の者です。国民年金を掛け終って六十五歳から年金をもらおうと考えています。

しかし、今度の改正で年金額が下がってしまうと聞きま

**A** 今度の改正では、昭和六十一年四月一日に六十歳以上の方は従来どおりとする

年金についてのお問い合わせは、市民課年金係へ。  
☎(3) 1111 内線 245